

業務委託随意契約結果表

公表事項	内容
業務主管課所名	桜区役所区民生活部コミュニティ課
件名	さいたま市桜区自治会掲示板の設置等業務委託
履行場所	桜区内
契約締結日	令和5年6月1日
契約の相手方名	株式会社プラス・エー
契約金額	支払限度額 (内訳) 1,502,600円 新設(大型)49,000円/1件 新設(小型)53,000円/1件 外5種類
随意契約によること とした理由	<p>本業務は、自治会掲示板の新設や修繕、撤去等を行う業務である。 自治会掲示板の設置等は自治会側からの要望に基づき実施するため、当該年度に業務を依頼する自治会掲示板の数の確定ができないこと、また契約業務の種類が7種類に及ぶことから、複数単価契約とし、随意契約の方法によることとした。 3者を指名し見積合せを行ったところ、最も廉価であった当該業者と随意契約により契約を締結した。</p> <p>【根拠法令】地方自治法施行令第167条の2第1項第6号</p>